○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年七月十二日及び同月十三日（予備、同月十四日）までの間、毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年七月十二日及び同月十三日（予備、同月十四日）までの間、毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年七月十四日（予備、同月十五日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年七月十四日（予備、同月十五日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
長野県下伊那郡平谷村一番三六八から同村一番一三まで	前	二〇・三四～六四・四二	一一・五一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一一・五九～六〇・七八	〇・一五一	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岐阜市日野東四丁目四番一から関市山田字籃屋六六七番二まで	前	A 九・二〇～一〇六・〇〇	五・九一二	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 三三・〇〇～八四・五〇	二・六七一	
		C 二一・〇〇～九七・〇〇	〇・三七〇	
	後	A 九・二〇～一〇六・〇〇	五・九一二	
		B 九・六〇～七四・〇〇	二・六七一	
		C 二一・〇〇～九七・〇〇	〇・三七〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前	A 九・七四～四五・〇三	八・六六一	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F・G・H 二六・八〇～一二三・三七	六・七四二	
	後	A 九・七四～四五・〇三	八・六六一	
		B・C・D・E・F・G・H 二六・八〇～一二三・三七	六・七四二	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所